特認校制について

１　特認校制の趣旨と目的

特認校制度とは、本市の北部に位置し、自然環境に恵まれた、全校児童数が 100 人未満の小規模の小学校に、市内全域から通学することができる制度です。

ゆったりとした環境の中で、少人数での教育の良さを生かした教育活動や、様々な特色ある体験活動を通して、子どもの生きる力や豊かな人間性を培いたいという趣旨をご理解いただいた上で、一定の条件を付けて、特別に入学・転学を認め、許可されるものです。

２　対象となる学校について

児童数の現状や学校を取り巻く自然環境を考慮し、次の３校を対象とします。

※八町小学校イマージョン教育コースについては、別途、手続きが必要です。

学校名	全校児童数	制度利用児童数	電話
下条小学校	68 名	7 名	0532-88-2350
嵩山小学校	77 名	12 名	0532-88-0008
賀茂小学校	62 名	2 名	0532-88-0400

令和７年８月１日現在

３　転入学許可基準について

・特認校の趣旨と学校の教育方針を理解、賛同ができ、行事等に保護者が協力できること

・豊橋市内に住所があり、１年以上通年通学が保護者の責任の下できること

４　制度の継続利用について

転入学を許可した後、申請の事実と異なり、または特認校の趣旨・目的に沿わない事由が生じ支障があると認められるときは、必要に応じ、校長・教育委員会との面談を行った後、継続利用ができなくなることがあります。

５　申請の流れについて

新年度からの転入学を希望する場合、事前に希望校に児童同伴で見学した後、10 月 24 日（金）までに申請書を豊橋市教育委員会に提出してください。11 月以降、校長との面談を行った後、校区外通学の許可書を送付します。

６　留意点

・募集期間以降の申込みはできません。

・希望校への見学の際は、事前に学校教育課へ連絡し、日程調整をしてください。

・児童の状況の把握のため、幼稚園、保育園及び在籍校等と情報交換することがあります。

【問い合わせ先】豊橋市教育委員会　　（手続きについて）学校教育課　0532-51-2817
（制度について）教育政策課　0532-51-2819
（教育活動について）　各学校　上記記載